

# 安全・適正委員会からのお知らせ No.89

今年も “年間事故件数 30 件以下” を目指します！

下記の目標も継続します！

- ☆死亡事故及び重篤事故ゼロ
  - ☆カート整理中の事故ゼロ
  - ☆機械刈除草中の飛び石事故ゼロ
- ※重篤事故…死亡又は入院 6 ヶ月以上の事故

令和7年度は就業中の傷害事故件数（速報値）が20件と、令和6年度14件に比べ約1.5倍となっています。事故原因は様々ですが、共通して「ちょっとした気のゆるみ」が目立ちます。



## 万が一、事故が発生したら

必要に応じて警察・救急への連絡などの対応をした後、速やかに支部に連絡してください。

## 請負・委任のお仕事の場合の流れ

センターの請負・委任の仕事は雇用関係がありませんので、労災保険は適用されません。万が一の事故に備えて、センターでは保険会社とシルバー保険の契約を結び一定の補償をさせていただいています。

## 自分自身がケガをした場合（傷害事故）

仕事中や仕事の行き帰りの途中でケガをした場合は、必要に応じて、医療機関に受診してください。その後、速やかに担当支部に事故やケガの状況を連絡してください。請負および委任のお仕事の場合はシルバー保険での対応となります。労災保険の適用にはなりませんので、各自の健康保険証で治療を受けてください。医療機関に支払う治療費、入院費、薬剤費等は会員自身の負担となります。

### （傷害保険）

死亡保険金	最高 600 万円	事故日から 180 日以内にそのケガのため死亡したとき
後遺障害保険金	最高 600 万円	事故日から 180 日以内にそのケガのため後遺障害が生じたとき、その程度に応じて支払われます
入院保険金	日額 5,000 円	ケガにより入院した場合に事故日から 180 日以内を対象に支払われます
通院保険金	日額 3,000 円	ケガにより医師の治療を受けたときに事故日から 180 日以内を対象に、最高 90 日分まで支払われます。ただし、 <u>就業を中断している場合に限り</u> ます。

※労災保険は適用されないため、休業補償はありません。

## 仕事中に他人を傷つけたり、物を壊してしまった場合（賠償事故）

→被害者の方にお詫びし、直ちに事故の内容を担当支部に連絡してください。

### （賠償責任保険）

対人保険金	最高 1 名 5,000 万円 / 1 事故 1 億円
対物保険金	最高 1 事故 1,000 万円

## 注意してください

- ・事故が起きたら直ちに支部に報告してください。保険約款上30日以内に保険会社に報告が必要です。
- ・会員さんの持病等に起因した事故については補償の対象とならない場合があります。
- ・草花や植木、ペット等生き物への損害、機械刈除草でカルマー刃以外の刃を使用していた場合の事故については、賠償責任保険の対象となりませんので十分気をつけてください。
- ・自動車運転中の事故についても対象外となります。



## 派遣のお仕事の場合の流れ

派遣のお仕事で事故が発生した場合は、上記のシルバー保険は適用されません。  
業務上及び通勤途上において病気やケガをして治療した場合やその病気やケガによって休業、死亡及び障害となった場合に、労災保険の手続きをします。  
仕事中や通勤途上で事故が発生した場合は、速やかにセンターと派遣先に詳しい状況を報告してください。

## ◆自転車を利用する方へ

2026年4月1日より、16歳以上の自転車運転者を対象に「青切符（交通反則通告制度）」が導入されました。

約100種類以上の交通違反が対象となり、違反により青切符が交付され、違反により5,000円～12,000円程度の反則金が科されます。

ただし、警察官に違反を現認されても、全てが即時に青切符を交付され、反則金が科されるわけではありません。大きく下記の6種に分類されて、処理されます。



### ① 刑事手続によって処理される重大な違反 ⇒ 赤切符（刑事処分：前科つく）

悪質・危険で、かつ重大な違反をしたときや事故を起こしたとき ⇒ 赤切符による処理

（例1）酒酔い運転、酒気帯び運転、妨害運転等

（例2）違反によって実際に交通事故を発生させたとき

### ② 反則行為の中でも、重大な事故に直結するおそれが高い違反 ⇒ 青切符

（例1）ながらスマホ、遮断踏切への立入り、ブレーキ不良等

※ 上記違反により、実際に交通の危険が生じた場合は赤切符による処理がされます。



③ **違反により実際に交通事故を発生させたとき ⇒ 赤切符（刑事処分：前科つく）**

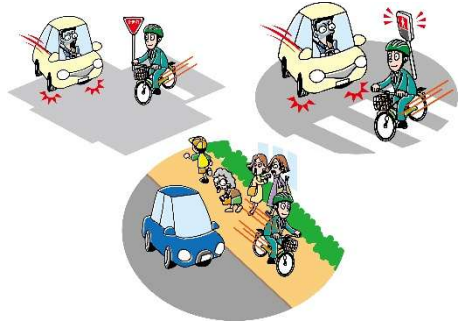
（例1）ハンドルから手を離して自転車を運転した結果、歩行者と衝突したとき

④ **違反の結果、実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まっているとき ⇒ 青切符**

違反により、歩行者が立ち止まったり、他の車両の急ブレーキや急な進路変更等の回避措置を引き起こしたときや、違反を同時に2つ以上行っており、事故の危険が高まっているとき。

（例1）スピードを出して歩道を通行したため、歩行者を立ち止まらせたとき等（交通事故は発生していないもの）

（例2）傘をさしながら、一時停止無視



⑤ **上記①～④以外の違反をしたとき ⇒ 指導警告**

違反の態様が交通事故を起こす危険性が低いなど、悪質・危険な違反に直ちに当たることがないときは、原則として、現場で「指導警告票」を交付するなどし、指導警告を行います

（例1）歩道でスピードを出して通行しているが、交通事故を起こす危険性が低いとき

⑥ **違反であることを認識しているにもかかわらず、あえて違反を行ったとき（警察官の指導警告に従わなかったとき） ⇒ 青切符**

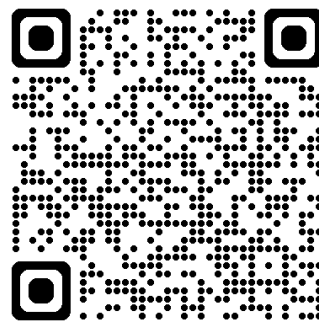
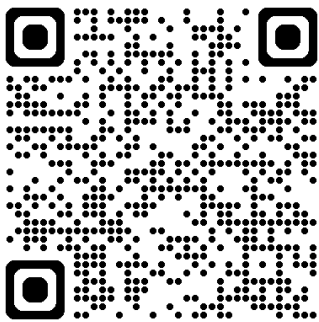
（例1）警察官の指導警告に従わず、歩道でスピードを出したまま通行を続けたとき

（例2）指導取締りを行っている警察官の姿を認めながら、それを気にすることなく、指導警告のいとまもなく信号無視をしたとき

◎ 詳しくは、こちらのサイトでご確認してください。

自転車ポータルサイト（警察庁）

自転車ルールブック（警察庁）



★ **青切符詐欺に注意！**

万が一取り締まりを受け「青切符」を交付されても、その場で**警察官が反則金を現金で徴収することはありません**。反則金の納付は、納付書を渡され金融機関で行います。

**「警察官が反則金（現金）を受け取る」は「詐欺」**です！

★ **自転車に乗るときは、交通ルールを順守するとともに、必ずヘルメットをかぶり、自転車損害賠償保険等に加入しましょう！**